別添３

番 号

令和 年 月 日

　福　岡　県　知　事　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　法　　　人　　　名 印

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により取得した○○施設に係る

財産処分（取りこわし）の協議について

標記について、令和５年７月１８日社援総発０７１８第１号、社援保発０７１８第１号、障障発０７１８第２号厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、国の補助事業により取得した財産の財産処分（取りこわし）をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1. 処分の種類 取りこわし

２　処分の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①補助事業者 | ②間接補助事業者 | | ③施設名 | | | | ④所在地 | | | | |
|  |  | |  | | | |  | | | | |
| ⑤施設(設備)種別 | ⑥建物構造 | ⑦処分に係る建物延面積 | | | | ⑧建物延面積の全体 | | | | | ⑨定員 |
|  | 造 | ㎡ | | | | ㎡ | | | | | 名 |
| ⑩国庫補助相当額  （処分に係る部分の額） | ⑪国庫補助額全体 | | ⑫総事業費 | | ⑬国庫補助年度 | | | ⑭処分制限期間 | | ⑮経過年数 | |
| 円 | 円 | | 円 | | 年度 | | | 年 | | 年 | |
| ⑯処分の内容 | | | | | | | | | ⑰処分予定年月日 | | |
|  | | | | | | | | |  | | |
| ⑱評価額 | | | | ⑲評価額の算出方法（いずれかに〇） | | | | | | | |
| 円 | | | | 定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額 | | | | | | | |

３　経緯及び処分の理由

|  |
| --- |
|  |

４　承認条件としての納付金 （ 有 無 ）

・→無の場合 （次の承認基準の第３（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）

２ 地方公共団体以外の者 (1)→（ ②ウ ③ ⑤ア ⑤イ ）

５　添付資料

・対象施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真

・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）

・その他参考となる資料

（記入要領）

１　処分の概要

(1)「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：身体障害者更生施設）を記載すること。

(2)「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

　　 例：○○施設を取り壊し、□□施設（定員○名）に改築。

(4)「⑱評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑲評価額の算

　 出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

２　経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

３　承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件

が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

1. 添付書類

(1)間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(2)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。